

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 6 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530847

研究課題名（和文）

ドイツ教師教育改革における教員の資質・能力のスタンダード（基準）化に関する研究

研究課題名（英文）

Standardization of Teacher Competence in the Reform of Teacher Education System in Germany

研究代表者 吉岡 真佐樹（YOSHIOKA MASAKI）

京都府立大学・公共政策学部・教授

研究者番号：80174895

研究成果の概要（和文）：

ドイツ教員養成制度は、ボロニャ宣言に基づく欧州大学改革のなかで大きく変容しつつある。教員志望者は、その教職の種類にかかわらず、学士および修士号の取得と、それに続く1年以上の試補勤務を義務づけられることとなった。加えてこの制度改革のなかで、養成の各段階で「教員の資質・能力のスタンダード（到達すべき基準）」が策定され、その実現をめざして教師教育実践が行われている。各州、各養成機関では、一斉にこの取り組みを開始しているが、その活用実態および成果等に関する評価を下すには、もうしばらくの時間が必要である。

研究成果の概要（英文）：

The teacher education system in Germany is extensively changing in European higher education system reform based on “Bologna Process”. All teacher candidates, without regard to school type, must complete the bachelor and master course in university and probation in a school for more than one year. In this reform, “the standard of teacher competence” for each stage of teacher education has made in all states in Germany. Each University and teacher probation institute has used each standard. But it is necessary for more time to examine its effects.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教師教育、教員養成、スタンダード化、ドイツ、教員試補制度、教育実習

1. 研究開始当初の背景

(1) ドイツの教師教育制度は、質的に世界でもっとも充実したシステムの一つであると評価されてきた。そのシステムは、①総合大

学（および音楽大学など）ですべての種類の学校の教員養成を行う、②大学での学習[第1段階の養成]および約2年間にわたる「試補期間」における実践的訓練[第2段階の養成]か

らなる、理論的養成と実践的養成を区分した2段階の教育を実現している、③それぞれの段階ごと、2度にわたる教員国家[州]試験を厳密に実施している、という優れた特徴を持っている。

しかしこのようなドイツ教員養成制度であるが、近年その大幅な制度改変と「質の充実」が求められることとなっている。

その一つの要因は、経済のグローバル化に対応したEU統合の進展であり、その中での教育および職業訓練・資格制度の統一化、具体的には高等教育制度の統合(「ボロニャプロセス」とその中での教員養成制度の改変である。

そしてもう一つの要因は、2001年の「PISA[ピザ]ショック」である。すなわちOECDによる国際学習到達度調査の成績が予想外にふるわず、参加40か国の中位にとどまっていたことであり、その重要な原因の一つとして教師教育の質が問題となったのである。

(2)このような背景から、この間、ドイツの教員養成制度改革が活発に展開されているのであるが、その際特に留意しなければならないのは、ドイツ全16州の文部大臣によって合意された「教員養成のためのスタンダード(教育諸科学版)」の策定であり、2005/06年の冬学期以降、全国の大学および試補期間におけるに教師教育はこれに基づいて改革・実行され、評価されることとなった。また2008年には教員養成課程における20教科のスタンダードとして、「教科プロフィール」が策定された。加えて各州では、さらに独自の、より具体的なスタンダードを策定し、これに基づいて改革を推進しようとしている。教育における分権制の強固なこの国にあって、このような一斉の改革はナチス統治期を除いて例がなく、きわめて画期的なものであるということが出来る。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような状況を背景に、ドイツ教師教育制度改革の現状を「教員の資質・能力のスタンダード(基準化)」という視点から検討し、その特徴を整理・分析しようとするものである。この「スタンダード」の導入は、従来のように、「あるべき教師像」や理想的教師像、あるいは教員養成の目標や理念を一般的に提示するものではなく、教師の専門的能力の内容・水準を限定し、「可視化」し、達成可能なものとして明示し、点検できるようにする試みである。加えてこのスタンダード化の動向は、個々の教員志望者に対する能力評価にとどまらず、養成システム全体の質を評価する指標・評価基準ともなるべきものである。

このような教師教育のスタンダード化は、ドイツに特有なものではなく、制度形態に相違はあってもアメリカ、イギリス等の欧米諸国の教師教育制度改革の現代的なトレンドとなっている。またいうまでもなく、現在のおが国における教育養成制度改革議論においても重要な柱となっているものである。

3. 研究の方法

研究期間は3年間を予定し、次のような研究作業を予定した。

(1)ドイツの教師教育制度改革の現状、すなわち学士・修士制度の導入とその中での各州における養成制度改革の概要を整理するとともに、その中でのスタンダード策定に関する合意形成の経緯を分析する。

(2)いくつかの州を対象に、改革経過をより詳細に検討する。具体的には、①ニーダーザクセン州、②ブランデンブルク州、③ノルトライン・ヴェストファーレン州である。(なお、当初は③ではなく、ハンブルク州およびバイエルン州を取り上げる予定であった。しかし、より動向が明確で、かつ最大の州であることから③を取り上げることに変更した。バイエルン州は、他州に比して独自のシステムを堅持しているが、その調査は他日を期したい。)

(3)スタンダードの策定作業およびその結果を踏まえて、その積極的な推進者の主張および反対ないし疑義を唱える主張をそれぞれ学術誌から取り上げ、理論的な整理と分析を行う。

4. 研究成果

(1)ボロニャ宣言に基づく大学改革、すなわち学士・修士課程の設置は、目途とされていた2010年を迎えて、順調とまでは言うことはできないが、着実に進行している。この中で、すべての州で教員養成課程は、学士・修士課程の修了を条件とすることになっている。ただし、修士課程の期間には相違があり、すべての種類の教員に4ゼメスター(2年間)を課す州と、基礎学校および実科学校教員等に対しては2ゼメスター(1年間)とする州が存在する。(なお、教員の種類自体についても、従来どおり州ごとにかなりの相違が存在する。)

(2)各州および各大学では、それぞれ「モジュール化」された教育課程が作成されており、それを通じて達成されるべき能力(コンピテンシー)がスタンダード化されている。

(3)大学でのカリキュラム改革において、特に強調されていることは、教員養成における理論と実践の統一、あるいは理論的学修と教育実践との関係の強化である。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、大学での学修開始以前に行われる「適性確認実

習」、学士課程での「導入実習」および「教職実習」、そして修士レベルでの「実習ゼミスター」といった各段階での実習が法定され、それぞれに実習目標のスタンダード化が行われている。

(4)大学での養成の後には、これまでと同様、試補期間が設けられている。試補勤務が設けられていることが、ドイツ教員養成制度の重要な特徴であるが、今回の改革を通してこの枠組みには変化はない。ただし各州ともに、この勤務と修士段階の実践的な教育(半年にわたる「実習ゼミナール」など)を合体ないし関係づけることを模索している。また例えばノルトライン・ヴェストファーレン州に見られるように、大学での実習担当教員と試補研修所講師との間に密接な連携を作りだそうとする地域も存在する。

(5)従来、教職志願者は、大学修了時の第1次試験(学術試験)および試補勤務修了時の第2次試験(教育試験)という2度の国家試験を経て、正式な教員としての資格を獲得していた。今回の改革を通じて、多くの州で、この第1次教員試験が修士号取得で代替されることになり、国家試験は1回になっている。ただし、第1次試験がなくなったことから、修士修了(学生)から試補勤務(試用公務員身分)への移行の手続きを新たに制度化する必要性が生じており、それが円滑に行われるかどうかを危惧する意見も存在する。

(6)新制度への移行速度は州によってまちまちであるが、概括的にみると、現在、最初の入学生が試補期間を修了した段階あたりである。文部大臣会議が教員養成のための教育諸科学に関するスタンダードを決定したのが2004年であり、主要教科ごとの教員のスタンダードを策定したのが2008年である。それ以降、各州、各大学および各試補研修所で独自のスタンダードが提起されている。ただし、それらの活用状況、成果等についての評価は、今後の検討に委ねられている。

(7)スタンダードの内容は、それぞれ教師が一般に備えておくべき能力(コンピテンシー)を分節化し提起したものである。コンピテンシー概念そのものに対する評価・検討、あるいはこのコンピテンシーと「反省的実践家」としての教師像および教員養成論とがどのような関係に立つのか、等の問題については、多様な形態で議論が進められてはいるが、それらの整理にはもう少し時間が必要である。

(8)ドイツでは、教員養成の各段階において、「不合格」と判定された教員志願者が、地方教育行政当局あるいは文部省に対して不服を申し立てる場合がきわめて多い。その意味でも、教師の基礎的なコンピテンシーを確立することが必要であるとの実状もあるようである。今後、教員養成および任用をめぐる、

教員志願者あるいは教員による各種訴訟についての事例研究を行うことも、この国の教員問題を分析する上で有益であると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 吉岡真佐樹「ドイツにおける教師教育改革と試補制度」全国私立大学教職課程研究協議会『教師教育研究』(査読なし-依頼原稿)第24号、2011年3月、21~31頁。
- ② 吉岡真佐樹「教員養成6年制化案の是非を問う—他国の経験に照らして—(報告3:ドイツの経験に照らして)」全国私立大学教職課程研究連絡協議会『会報』(査読なし-依頼原稿)No.61、2011年2月、41~65頁。
- ③ 吉岡真佐樹「EU統合のなかでのドイツの教員資質向上策—学士・修士課程の設置と試補制度の歴史」学事出版『月刊高校教育』(査読なし)2010年5月号、28~32頁。
- ④ 瀧本知加・吉岡真佐樹「地方自治体における『教師養成塾』事業の現状と問題点」『日本教師教育学会年報』(査読有り)第18号、2009年9月、48~60頁。

[学会発表] (計2件)

- ① 吉岡真佐樹「ドイツにおける学士・修士制度の導入と教師教育改革の現況」日本比較教育学会「公開シンポジウム」、2011年6月26日、早稲田大学。
- ② 吉岡真佐樹「教員養成6年制化案の是非を問う—ドイツの経験に照らして—」全国私立大学教職課程研究連絡協議会第30回研究大会「公開シンポジウム」、2010年5月15日、北星学園。

[図書] (計4件)

- ① 岩田康之・高野和子編『教師論』学文社、2012年4月、全204頁 吉岡真佐樹・佐藤千津「日本の学校教育、その特性」、71~93頁。
- ② 生田周二、大串隆吉、吉岡真佐樹著『青少年育成・援助と教育—ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ』有信堂、2011年4月、全201頁、吉岡真佐樹「第2部青少年援助職の養成と活動」83~130頁。
- ③ 青地伯水編『京都の中のドイツ』春風社、2011年3月、全237頁、吉岡真佐樹「大正期京都における社会教育論の可能性—海野幸徳の社会事業論・社会教育論とドイツ社会的教育学—」67~102頁。
- ④ 山崎英則『西洋の教育の歴史』ミネルヴァ書房、2010年2月、全230頁、吉岡真佐樹

「現代教育の歴史と思想」97～110頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉岡 真佐樹 (YOSHIOKA MASAKI)

京都府立大学・公共政策学部・教授

研究者番号：80174895

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし